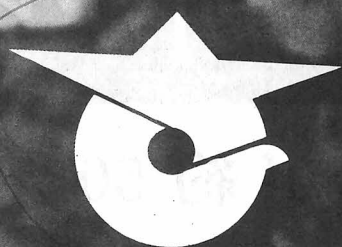


6/25



さい

い

2月号

46年度の村の台所から

建設事業が約 50 %

昨年十二月十六日から二十日までの五日間にわたって開かれた定例議会で、四六年度の決算をはじめ、四七年度補正予算や条例などが認定、原案可決されました。

この議会で審議された案件は次のとおりでした。

- 一 専決処分（四七年度一般会計補正予算）
- 二 四六年度一般会計決算
- 三 四六年度簡易水道特別会計決算
- 四 四六年度国民健康保険特別会計決算
- 五 職員給与条例の改正
- 六 固定資産評価審査委員の選任
- 七 四七年度一般会計補正予算
- 八 四七年度簡易水道特別会計補正予算
- 九 四七年度国民健康保険特別会計補正予算
- 十 老人医療費支給条例

【決算のあらまし】

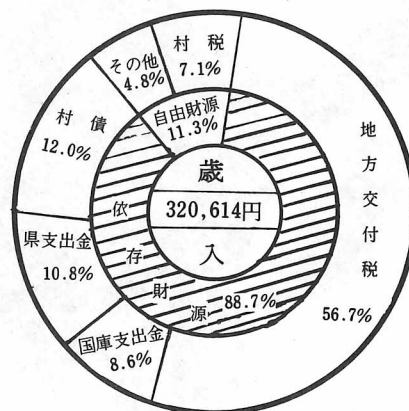
各会計全般をみますと、自主財源が少なく依存財源が多いことです。

一般会計では、一、一九三万円の赤字、簡易水道特別会計は一四九万円の赤字、国民健康保険特別会計は五四八万円の赤字で、三つの会計を合計してみると、四六年度の村の台所は、七九四万円の赤字

(第1表) 昭和46年度佐井村一般会計決算状況

1 歳 入 (単位 千円)

款	収入済額	比 率
1. 村 税	22,610	7.1
2. 地 方 譲 与 税	434	0.1
3. 自動車取得税交付金	1,763	0.5
4. 地 方 交 付 税	181,641	56.7
5. 分担金及び負担金	2,218	0.7
6. 使用料及び負担金	684	0.2
7. 国庫支出金	27,467	8.6
8. 県 支 出 金	34,589	10.8
9. 財 産 収 入	1,330	0.4
10. 寄 附 金	0	
11. 繰 越 金	0	
12. 繰 入 金	4,577	1.4
13. 諸 収 入	4,801	1.5
14. 村 債	38,500	12.0
歳 入 合 計	320,614	100.0



ということになります。この赤字の原因の主なもの、役場庁舎や振興センター、漁港など一般財源の多くに伴う建設事業が例年より多かったことと、このほかに、簡易水道特別会計への繰入金一千万円や、各町村で組織している一部事務組合（医療センター、環境整備組合、精薄児施設組合等）への負担金一、五〇〇万円などがあります。

以上のことから、四六年度のわが村は「建設の年」だったとも言えます。

次に各会計の内容を説明します

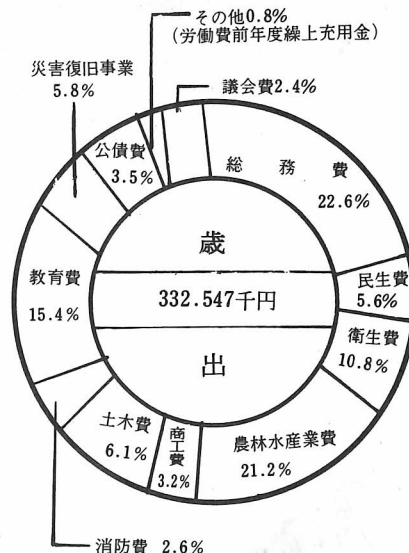
一、一般会計

この会計の歳入の状況は一表をご覧ください。歳入総額は四五年度より三七%（八、六〇〇万円）伸びています。その主なものは、県支出金の九八%、村債の

(第2表) 2 歳 出 (単位 千円)

(1) 目的別歳出内訳

款	支出済額	比 率
1. 議 会 費	8,084	2.4
2. 総 務 費	74,990	22.6
3. 民 生 費	18,655	5.6
4. 衛 生 費	35,762	10.8
5. 労 働 費	398	0.1
6. 農 林 水 産 業 費	70,609	21.2
7. 商 工 業 費	10,625	3.2
8. 土 木 費	20,208	6.1
9. 消 防 費	8,756	2.6
10. 教 育 費	51,358	15.4
11. 災 害 復 旧 費	19,271	5.8
12. 公 債 費	11,555	3.5
13. 諸 支 出 金		
14. 前年度繰上充用金	2,276	0.7
15. 予 備 費		
歳 出 合 計	332,547	100.0



九七%、地方公付税の二八%、村税の二〇%、国庫支出金の一六%がそれぞれ伸びたものです。

歳入のほとんどは依存財源で、自主財源の村税は歳入全体の七・一%ですが、このうち皆さんが直接納める村民税と国定資産税は三七%の一、九八万円にすぎません。

村税、分担金負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入の合計で全体の一一・三%です。

(第3表) (2) 性質別歳出内訳

区 分	歳出合計(A)	比 率 %	(A) の 財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	県 出 金	支 金	その他	地方債 税 等
1. 人 件 費	60,554	18.2	2,572	746	1,019		56,217
2. 物 件 費	47,065	14.2	4,521	2,486	2,335		37,723
3. 維 持 補 修 費	4,014	1.2			474		3,540
4. 扶 助 費	3,200	1.0	1,806	703			691
5. 補 助 費 等	32,463	9.8	210	5,732	258		26,263
1 県 対 する も の	83						83
2 市町村 対 する も の	483	0.1					483
3 一部組合 対 する も の	15,568	4.7					15,568
4 その他 対 する も の	16,329	4.9	210	5,732	258		10,129
6. 普 通 建 設 事 業 費	137,801	41.4	6,066	25,742		35,300	70,693
1 補 助 事 業 費	52,292	15.7	6,066	22,724		12,200	11,302
2 単 独 事 業 費	76,986	23.2		3,018		22,600	51,368
3 県 事 業 負 担 金	8,523	2.5				500	8,023
7. 災 害 復 旧 事 業 費	19,271	5.8	11,472			3,200	4,599
8. 公 債 費	11,555	3.5					11,555
9. 投 資、出 資 金	134	—					134
10. 貸 付 金	2,626	0.8			2,314		312
11. 繰 出 金	11,588	3.5					11,588
12. 前 年 度 繰 上 充 用 金	2,276	0.6					2,276
歳 出 合 計	332,547	100.0	26,647	35,409	6,400	38,500	225,591

(第4表)

区 分	決算額(A)	左のうち臨時なもの(B)		差引経常的なもの(A)-(B)	左の財源内訳		経常収支比率(%)
		特定財源	一般財源		特定財源	一般財源	
1. 人 件 費	60,554	500	1,131	58,923	3,837	55,086	27.9
2. 物 件 費	47,065	1,407	3,144	42,514	7,935	34,579	17.5
3. 維 持 補 修 費	4,014			4,014	474	3,540	1.8
4. 扶 助 費	3,200			3,200	2,509	691	0.3
5. 補 助 費 等	32,463	5,031	7,016	20,416	1,169	19,247	9.7
内 一 部 組 合 負 担 金	15,568		945	14,623		14,623	7.4
訳 そ の 他	16,895	5,031	6,071	5,793	1,169	4,624	2.3
6. 公 債 費	11,555		647	10,908		10,908	5.5
7. 積 立 金	0						
8. 投資・出資・貸付金	2,760	2,314	446				
9. 繰 出 金	11,588		11,588				
10. 前 年 度 繰 上 充 用 金	2,276		2,276				
計 (1 ~ 10)	175,475	9,252	26,248	139,975	15,924	124,051	62.7
11. 投 資 的 経 費	157,072	81,780	75,292				
(1) 普通建設事業費	137,801	67,108	70,693				
(2) 災害復旧事業費	19,271	14,672	4,599				
歳 出 合 計	332,547	91,032	101,540				

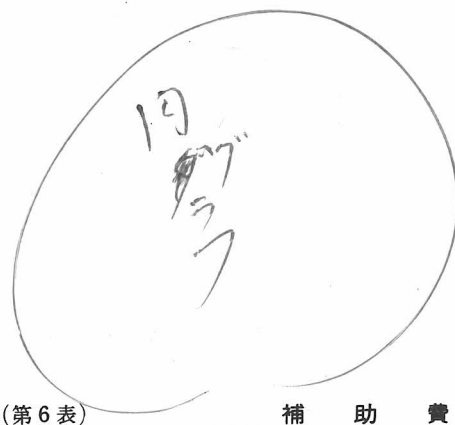
地方公付税は、国税三税といわれる所得税と法人税と酒税の中からいろいろな計算によって市町村に交付されるものです。四五年よりも三、九〇〇万円伸びています。国庫支出金や県支出金も歳入では多い方ですが、これは、漁港や学校、教員住宅などの建設事業の補助金や、小・中学校の運営費、国や県の選挙、各種統計などの経費として交付されるものです。

村債は、国・県・市町村の補助金の交付される建設事業や、村の経費だけで実施する建設事業のほか、災害復旧事業や造林事業などの経費にあてるため、国・県のほか、その他の金融機関から長期間借入れし、この内容は二表をご覧になってください。

全体の二〇%以上をしめるものは総務費と農林水産業費ですが総務費は庁舎建設に三、七〇〇万円を投じたため、四五年より八六%ものびていますが農林水産業費は例年どおりの率です。

議会費はみなさんご承知のとおり議員報酬や議会関係の経費と議会職員の人件費です。

総務費は三役、総務課職員、徴税関係、戸籍、選挙、統計などの



(第6表)

補 助 費 等 の 調 べ

(単位 千円)

事 業 名	事業費	左の財源内訳		備 考
		国 庫 支出金	一 般 財 源	
1) 国・県に対するもの	83		83	負担金及び返還金
2) 一部事務組合	15,568		15,568	非常勤職員公務災害負担金28 自治会館管理組合138 広域市町村圏82 精薄児施設組合371 下北医療センター12,417 環境整備組合1,532 消防団分1,000 野平小中学校児童生徒委託料
3) 同級地団体	483		483	各町村で組織しているものに対する負担金(町村会とか議長会等)
4) その他に対するもの	1,918		1,918	納貯連152 国民年金納付組織210 老人クラブ41 献血推進協議会115 妊婦30 出稼団体35 水稲共同防除360 長いも栽培奨励300 病害虫防除1,100 米生産調整関係3,528 畜産関係1,602 部分林組合560 漁業研究会150 いかつり機購入補助750 近代化資金利子補給335 漁村住宅利子補給943 商工会400 観光協会150 職員福利厚生95
5) 補助交付金	11,863	5,942	5,921	その他1,007 各種講演、予防接種等の報償費や表彰等
6) その他補助費	2,548		2,548	
合 計	32,463	5,942	26,521	

(第5表)

46年度の建設事業に関する調べ

(単位千円)

事業名	事業費	左の財源内訳			備考
		国 支出金	起債	一般財源	
役場庁舎	37,042		10,000	27,042	継続
山村開発センター	25,308	16,192	3,600	5,516	〃
磯谷小学校校舎	9,506	2,942	4,400	2,164	
原田集会所	2,186		1,500	686	
大町線改良、舗装	3,400		1,600	1,800	
糠森中央線他改良	3,817		1,400	2,417	
県道舗装負担金	3,995		3,000	995	
福浦漁港	7,152	3,333	700	3,119	
漁港負担金	4,242		500	3,742	
仏ヶ浦駐車場	2,627	1,103			
遊歩道	2,386	1,172		1,214	
仏ヶ浦給水施設	1,195	593		602	
消防自動車	2,630	650	1,400	580	
防火水槽、格納庫	1,304	150		1,154	
教員住宅	5,905	2,474	2,700	731	
並型魚礁	2,041	1,750		291	補助金
自衛船、船揚場他	1,990			1,990	〃
商工会館	1,000			1,000	〃
草地造成	989			989	〃
地籍調査	3,581	1,449		2,132	
拡大造林	3,762		3,000	762	
スクールバス	1,520		1,500	20	
健康相談室用地他	2,523			2,523	
各学校改造等	4,017			4,017	
有線放送	1,693			1,693	補助金
その他の他	1,990			1,990	負担金 補助金
合計	137,801	31,808	35,300	70,693	

係経費です。

災害復旧事業費は、道路、橋、河川、学校、漁港などの施設が災害を受けた場合、これを復旧するための経費です。四六年度は河川の災害復旧事業です。

公債費は、国・県やその他金融機関から借入したお金の元金と利子分です。

前年度繰上充用金は、前年度の決算が赤字の場合、必ず出てくるものです。四五年度の決算では、二二七万六千円の赤字だったため翌年の四六年度分のお金を先に使ってしまったということになります。ですから四六年度の決算では

過年の四五年へ支出したということになり、四六年度分の赤字額の一、一九三万円は四六年度の経費にあてることができず、先食いましたことです。

性質別歳出入訳（三表）

この表をご覧になれば、村の金がかどのようなものに使われたかわかりになれると思います。

人件費は、三役及び一般職員の給料や手当のほか、議会議員の報酬と手当、各種委員会委員の報酬も含まれています。

物件費は、賃金や議員、委員の費用弁償と職員の出張旅費、交際費、食糧費、消耗品費、燃料費、

備品費など他の課目に含まれない
ものです。

維持補修費は道路の補修、建物
の修理などです。

扶助費は、保育所の児童の保育
経費や小中学校児童・生徒の修学
旅行援助費、就学援助費、給食援
助費のほか、老人健康診査、児童
手当、母子栄養食品です。

補助費は六表を参考にしてくだ
さい。

普通建設事業費は五表を参考に
してください。

貸付金は産業資金の貸付けや、
奨学資金の貸付金です。」

繰出金は簡易水道特別会計への

繰出金です。

第四表は、この性質別経費を経常的に使われるものと、臨時的に使われるものに区分したものです。臨時的なものの経費は、普通建設事業、災害復旧事業、積立金、出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金、選挙の経費、公債費のうち災害復旧事業費分、地籍調査、各種統計など、例年おこなわれないものに対する経費を言ます。そのほかの分は経常的経費です。經常収支比率とは、地方税、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税などの經常収入に対する割合です。

この借金のうち、辺地対策事業債の元利償還金の八〇%、災害復興事業債九五%、特定債（長後小中学校）二五%、特別事業債（牛久保港負担金）一二・一%は、国から、地方交付税として交付されます。

この借金の現在高は、全国類

この「**債の現在高は、全国類**

(第7表) 1 現在高の状況

地 方 債 に 関 す る 調 べ

昭和47年5月31日現在（単位千円）

区 分	昭和45年度現在高(A)	昭和46年度借入額(B)	昭和47年度元利償還額			昭和46年度現在高(A)+(B)-(C)	左 の 内 訳
			元金(C)	利 子	計		
1 一般単独事業債	18,081	18,300	888	1,170	2,058	35,493	漁港及び負担金10,172 庁舎10,000 道路6,200 山村開発センター1,200 教員住宅6,521 消防施設1,400
2 義務教育施設整備事業債	5,848	4,400	514	455	969	9,734	佐井中学校3,297 長後小中学校66 佐井小学校1,167 磯谷小中学校5,204
3 辺地対策事業債	12,652	3,600	1,488	749	2,237	14,764	教員住宅2,768 山村開発センター2,400 簡易水道1,229 林道511 道路7,115 患者輸送車561 診療所180
4 災害復旧債	4,800	3,200	379	268	647	7,621	道路800 河川6,821
5 厚生福祉施設整備事業債	2,718		156	174	330	2,562	保育所2,562
6 県貸付金	5,960	6,000	1,520	346	1,866	10,440	道路4,520 スクールバス1,500 集会所2,140 漁港2,280
7 公有林整備事業債	23,900	3,000		730	730	26,900	拡大造林26,900
計	73,959	38,500	4,945	3,892	8,837	107,514	

(第8表)

2 借入先別および利率別現在高の状況

(単位 千円)

借入先	利 率	45年度 現在高(A)	46年度 借入額(B)	46年度 償還額(C)	差引現在高 (A)+(B)-(C) (D)	(D)の利率別内訳			備 考
						6.3%以下	6.5%以下	7.3%以下	
1 政 府 資 金		37,507	25,100	2,921	59,686	66	59,620		
厚生年金保険積立		2,718		156	2,562		2,562		
金還元融資によるもの									
簡 易 保 険 局		9,643	4,400	454	13,589	66	13,523		
資 金 運 用 部		25,146	20,700	2,311	43,535		43,535		
2 公 営 企 業 金 融 公 庫		23,900	3,000	0	26,900	26,900			
3 共 済 組 合 等		6,592	4,400	504	10,488	2,888	500	7,100	
4 青 森 県 計		5,960	6,000	1,520	10,440		10,440		
合 計		73,959	38,500	4,945	107,514	29,854	70,560	7,100	

似町村の平均を大巾に下まわっているほか、元利償還金の公債費比率も三%で同じと言えます。各事業の村債の償還年次は九表を参考にしてください。

(第9表)

3 年次別償還元金

(単位 千円)

前年度残高(A)		112,459	107,514	100,624	92,901	85,451	78,028	71,115	65,245	59,677	54,514	50,395	47,201	44,943	42,872	40,578	最終償還年度
区 分	年 次	46年度 現在高	47年度 償還額	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
佐 井 中 学 校		3,297	159	169	180	192	205	218	233	264	281	275	206	220	234	250	61
佐 井 小 学 校		1,167	36	38	41	43	46	49	53	56	60	64	68	73	77	82	64
長後小中学校		66	66	—													
磯谷小中学校		5,204	121	191	204	217	232	247	263	281	299	311	227	242	258	275	66
漁 港		10,172	366	391	416	444	473	504	538	573	611	651	694	740	789	841	66
庁 舎		10,000	0	189	201	214	229	244	260	277	296	315	336	358	382	407	71
道 路		6,200	634	1,062	812	812	812	812	824	432							
山内開発センター		1,200	49	52	56	60	64	68	72	77	82	88	93	99	106	113	61
教 員 住 宅		6,521	383	407	432	359	488	518	550	573	609	201	215	229	244	260	66
消 防 施 設		1,400	0	200	200	200	200	200	200	200							
保 育 所		2,562	166	177	188	201	214	228	243	259	276	295	314				
造 林		26,900	0	0	0	0	0	0	0	32	34	101	105	110	204	290	76
辺地対策事業		14,764	1,849	1,743	1,692	1,805	1,923	1,900	1,392	1,137	850	473					
災害復旧事業		7,621	641	684	728	776	827	882	940	1,002	721	420					
県 貸 付 金		10,440	2,420	2,420	2,300	2,100	1,200										
償還元金計(B)		4,945	6,890	7,723	7,450	7,423	6,913	5,870	5,568	5,163	4,119	3,194	2,258	2,071	2,294	2,518	
残高計(A)－(B)		107,514	100,624	92,901	85,451	78,028	71,115	65,245	59,677	54,514	50,395	47,201	44,943	42,872	40,578	38,060	

一 国保特別会計
この会計は、国民健康保険税と国庫支出金の二本の柱から成り立っているといえます。歳入の内訳は十表を参考にしてください。
歳出では、ほとんど保険給付費が占めています。これは、みなさんが病院にかかった場合の七割分と、乳児、妊産婦の十割分です。みなさんが納めた税金の倍額が医療機関に出ていることになり、総務費と保険施設費は、人件費と事務経費で、諸支出金の一七七万七千円は国庫補助金の返還金です。収支差引きで、五四八万四千円の黒字で、半額が財政調整基金に積立て、残りは翌年度への繰越金となります。

三 簡易水道特別会計
歳入の水道料が二七六万六千円(二〇・二%)、一般会計からの繰入金、〇一六六千円(七・三八%)、諸収入が八二万四千円(六%)の歳入合計で一、三七〇万七千円。水道料の月額一世帯あたりの平均は「二〇七円」となります。一方の歳出は、古佐井川水源の汚濁による経費の四〇〇万円が多きく、残りは事務的経費と維持補修、受託事業、公債費で水道料のほとんどが、借金の元利償還金にあてられ、その他の経費は一般会計からの繰入金でまかなわれました。

(第10表)

国 保 特 別 会 計 決 算 状 況

歳 入					歳 出				
款	金 額	国保加入者1人当り	人1人当り	比 率	款	金 額	国保加入者1人当り	人1人当り	比 率
1. 国民健康保険税	14,199	3,863	2,855	34.2	1. 総 務 費	3,314	902	666	9.2
2. 使用料及び手数料	5	1	1	0	2. 保 険 給 付 費	29,841	8,118	5,999	82.8
3. 国 庫 支 出 金	24,878	6,768	5,002	59.9	(1) 療 養 諸 費	29,359	7,987	5,902	81.5
4. 県 支 出 金	130	35	26	0.3	(2) 助 産 費	424	115	85	1.2
5. 諸 収 入	2	1		0	(3) 葬 祭 費	58	16	12	0.1
6. 繰 入 金	1,408	383	283	3.4	3. 保 険 施 設 費	1,099	299	221	3.1
7. 繰 越 金	893	243	179	2.2	4. 諸 支 出 金	1,777	483	358	4.9
計	41,515	11,294	8,346	100.0	計	36,031	9,802	7,244	100.0

野平地区冬期巡回診療行なわれる

一月十一日、午後一時から、むつ保健所、川内町、佐井村の野平地区冬期巡回診療が行なわれました。これは、毎年、無料で行なわれているものです。

役場を出発する時は、春みたいな気候でしたが、野平に着くと三十から五十センチメートルも雪が降りあたり一面が銀世界でした。診療を開始してから三十分ぐらい

たつと、婦人ホームいっぱい患者が集まり、医師、保健婦、受付する人も大いそがしでした。午後三時三十分ごろまで受付をした人は三十二名で、その内訳は、かぜが多く十二名、高血圧、五名、神経痛その他が七名、異常なしと言われた人が八名でした。尚、二月にも冬期巡回診療が計画されています。

消防団出初式

行なわれる

一月五日、佐井村消防団出初式が古佐井大町で行なわれました。

村長、議長、消防団長、議員の機械器具点検のあと、各分団、署員の分列行進が行なわれました。表彰では、古佐井二又に捨てたゴミが燃えあがり消火に協力した竹本建設、二才になる幼児が長後川におち、おぼれ死ぬ所を救助した大坂浅次郎さんにそれぞれ感謝状が贈られ、原田小学校児童会には、春、秋をとわず火災予防運動期間中に防火パレードを行ない、住民に対して火災予防の普及に努めたのに対して感謝状が贈られました。

団員には、功労章、有功章、功績章、精勤章が贈られ、消防団長の訓示、村長の告示、来賓の祝辞で午前十一時閉会しました。表彰者は次のとおりです。

東出幸夫、磯川徳藏、東出元、班長、新田好右衛門

精勤章

団員、中村清次郎

感謝状

消防主任、宮川忠（支部功労）

三、大間警察署長表彰

感謝状

大坂浅次郎（人命救助）

四、佐井村消防団長表彰

精勤章

団員、大畑清栄、中村民雄

感謝状

原田小学校児童会

二、大間支部長表彰

現場功労章（水害による）

班長、福田岩五郎、団員、若山茂喬、小沢至、菊池春美、円子秋雄

現場功労章（海難による）

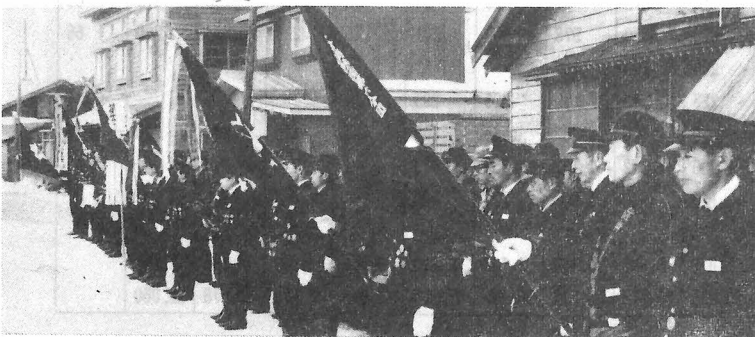
団員、館脇博二、田中恵一、館脇和美

有功章

分団長、若山友衛、副分団長、川岸稔武、部長、若山菊雄、奥本市三郎

功績章

班長、松谷勇助、内田慎一、金沢清士、団員島野芳文、宮野義栄、若山茂喬、奥本三次、竹内栄吉、奥本進、辻政利、横浜耕一、池田洋、加藤秀夫、加藤唯一、館脇敏雄、館脇周一、館脇克孝、宮沢敏男、福田清次郎



出初式風景

下北防災の日

ことしから毎月一日と十五日を「下北防災の日」と定めて郡内の消防機関が一斉に村民の皆さんとともに、せめて一日だけでも災害のまったく無い、明るい日を過ごすことを念願し、この運動を進めて行きたいと思ひます。どうか皆さん、この防災運動にご協力をいただき健康な村づくりをいたしましょう。

ご家庭にある暖房器具、炊事器具等の状態はよろしいですか。冬期間はこれらの器具の取扱不注意による火災が、最も多く発生しています。

慣れた火に、あらたな注意」外出する時、夜やすむ時、もう一度火の点検をいたしましょう。どうか、みなさん、私達の地域から火災事故、交通事故等を一扫し、明るい生活を築いていきましょう。

安全で明るい

『でかせぎ』のために

昭和四十七年に市町村から報告のあった本県のでかせぎ者数は、七万五千三百二十人です。そのうち佐井村は、約四百人です。その就労状況は、公共職業安定所を経由した者は三万二千六百二十九人（四三、三％）で、他は縁故や知人とか、直接募集や事業所直行による

就労です。また人身事故のなかで業務上の死亡者が二十四人でいます。これを就労経由別に見ますと、職業安定所経由五人、その他が十九人で職業安定所経由した方が安全であることを証明しています。賃金が高くないとか就労契約の内容が違ふとかいうトラブルの起るのは、職業安定所を経由しない就労者にもっとも多く見られます。でかせぎ者の数は今後も増加することと思われませんが、でかせぎにまつわるいろいろな問題の多発が懸念されます。県はこれらの問題を未然に防ぎ、でかせぎ者の安全就労と留守家族の不安を除くために、市町村、公共職業安定所その他関係機関の協力を得てでかせぎをめぐる諸問題に対する積極的な施策を実施してきましたが、その一環として昭和四十七年度第二回「安全で明るいでかせぎ月間」を定めて、でかせぎ者や留守家族の援護対策を推進することになりました。

一、期間 昭和四十八年二月十六日から三月十五日まで

二、主催 青森県、公共職業安定所、市町村

三、目標達成の具体的事項

○就労経由の正常心をはかる（公共職業安定所紹介による就労）

○市町村出稼相談所の活用（求人求職の取次ぎ、でかせぎ台帳登録でかせぎ労働者手帳の交付や活用）

○でかせぎ労働者意識の高揚（人身事故、賃金不払いの防止、労働者の心構え）

○健康診断の実施（受診励行）

○でかせぎ者傷害共済への加入促進

○でかせぎ者団体の育成強化

○留守家族の援護指導（交通電話などによる連絡の励行、留守家族座談会の開催、児童生徒の激励）

○就労前におけるでかせぎ者の激励指導（安全就労推進集会折願祭への積極参加）

○技能講習会の開催（各種講習会への参加促進）

○でかせぎ労働者の把握

四、広報

○県：広報資料、ポスター、チラシ配布

○市町村：公共職業安定所と連携し各種行事の開催と参加促進のPR

五、関係機関、団体、報道機関の協力を得る。

「派出所だより」表彰される

昭和四十五年五月から、みなさんの手元に配付されてきました、「派出所だより」が、昭和四十七年全国派出所、駐在所広報紙コンクールで警察庁から表彰されました。派出所だよりは、防犯、交通の善行（おとしもを届けたよい子の紹介）などから構成されているもので、毎月、千百部発行されています。

チームワークとは

長後中三年 滝本清治



チームワークっていったい、何であろう。皆さん自身心の中でチームワークってどういうものか、というのを考え、すでに覚えている人もいると思う。

ぼく自身、心の中でえがいたチームワークがある。そのチームが今の最後の陸上部、いや学校生活全体がそれにあてはまっていなと思う。その問題をあげるとすれば、

第一に、いったい何のために陸上競技の練習をしているのか、僕にはわからなくなるときがある。

去年の練習量は少なかった。

しかしチームワークについてはわりとまとまっていたと思う。ところが、今年は、練習量が少し多いだけにチームのまとまりがない。何のために練習しているのか、そのことがわからないのである。

第二に、自分が陸上部のキャプテンをやってみて、一番にくく感じたことは、だれか見ているとまじめにやり、だれも見えていないとどうでもいいという、かげひなたのある態度を取る人が見られた

ことである。これは練習だけじゃなく、仕事や勉強でも同じだ。僕も皆と同じ態度かも知れないが、できるだけそのような態度をさけているつもりである。

第三に、口先だけで実行力がないことである。たとえば、

「練習は、あまり長くやってほしくない。」という意見がでて、そのように決まり、いざやってみると短かい練習でさえ満足にできないのは、どういうことなのだろう。

それに、人の悪口、人の弱みにつけこむことが友情の本当の姿なんだろうか。また、自分の気の合う人なら仲良くする、などが友情

ならば、悪に走った場合、友情といえるだろうか。僕には、練習の時のそんな友情はみにくくてしかたがないのである。

だから、僕が思う友情は、練習をいっしょにがんばり、だれかがはずれた道に入ったら注意し、なおしてやるのが真の友情の一部であり、真の練習だと思う。

しかし、この一部でさえ、僕たちは持っていないのではなかろうか。だれか一人でもこの一部の心でも持っていれば、その友情の輪を広げていくことが出来ると思うし、チームワークのよきにつなが

ると思う。それによってチームが強くなり、良い方向に進むと思うのである。

第四に、自分勝手であるという

ことだ。

たとえば、土曜日、日曜日の陸上競技の練習の時間を知っていないから、遊びに行ってしまう。自分さえよければどうでもいい、という考えなんだろう。指導する人の身になって考えてほしいものである。

指導者はいつも声をはり上げて注意しなければならぬと思うともう、うんざりしてしまう。

もっとあすの練習が楽しいものであつてほしいと僕は思っているのである。

第五に、その結果が大会などで悪い面に表われるということである。

なぜなら、会場にいけばうわべだけをかざる。いかにもカッコいいというように、でも、それは最初のうちだけで、選手がいっしょ

うけんめい走っているのに、ほかの人はふざけたり、遊んだり、食べたりする。これが自分勝手というのではないか。それだから先生方に注意をうけるのである。

いったい、これでいいのだろうか。どうすればもっとスバラシクがっちりまとまったチームができるのだろうか。僕の脳裏から日夜はなれないのである。

チームワークについては、陸上競技の練習だけじゃなく日常生活

そして学校生活など、まだまだ欠ける点が多い。

日常生活、学校生活ともに遊び

になると、そのみだれがすぐわかる。男子は女子を遊びに入れたがらないし、男子の中でも、仲の良い者だけが集まり、きらいな者はのけものにするということである。こんどは、学校生活の中の特に勉強を取り上げてみよう。

たとえば、わからない問題、理解のできにくいものがあり、それをたずねると知らないそぶりをする。なにも答えを教えてくれとは言っていないのに、それでいて仲の良い人なら答まで教えるというのは、何かへんな感じがするものである。

このほかにもいろいろと、まだ気づかぬことがいっぱいあると思う。これまでのべたことが、ぼく自身の心の中のチームワークの設計図とも言えるものである。

最後に、これからいっただいどのようにして、このチームワーク作りをしていくかについて、もっとみんなで真剣に考えていこうではないか。

むろん僕自身も良く考えて、良い事は何の遠慮もせず、自分の全力を出してぶつかってゆき、一日も早くすっきりした気持ちの良いチームワークを作り、卒業の良き思い出として残して行きたいものである。

後輩のみなさん、みなさんも良いチームワーク作りのため、苦楽をともにして長後の良き伝統を築

き上げ、すばらしいチームが出来
真の友情が生まれる様に皆で努力
しようではありませんか。

中学生とは

磯谷中二年 田中陽子



中学生とはいったい何ですか。

みなさんは、考えたことがありま
すか。私はこの一年半の間、中
生として、何を知り、どんなこ
とをやってきたのでしょうか。話に聞
くと、「今の中学生たら、親さ反
抗ばりして、仕事ば、ふともし
ねで、それでも中学生だな」とい
っています。では中学生は、親に
反抗もできないし、仕事をしなけ
れば、中学生ではないということ
になるのでしょうか。

クラブをおえて、家にかえると
かならず「今の中学生は、こた
らにおそくまで学校にいで、あそ
びやんでねな」とくちぐせにい
われる。「卓球やつてきたもの」と
いうと「まだ親に反抗したし」と
いつもいわれる。休みの時、クラ
ブをやるため学校に出ると、母は
「休みぐらい家の手伝をやったら
いいべな」と、私にしつこくい
ます。私は、「そうしたら、私さ
しゃべねで、先生さしゃべたら

いんでねな」というと、母は、す
ぐだまってしまいます。こんなこ
とがありました。私のいとこの中
学生が、自転車に小さな子どもを
のせて、自転車がたおれ、子ども
にけがをさせてしまいました。す
ると子どもの母親が、「中学生は
小さな子どもをあそびはんぶん
で自転車にのせて、しかも子どもに
けがをさせるなんて、それでも中
学生なの」とひどくしかられて
いたことがあったそうです。私も、
中学生の一人です。私の考える中
学生は、「こんなことがなんだ」と
と力強くことによっては、親にも
反抗し、先生にもむかっていく
らしいの勇氣のある人が、ほんら
いの姿だと思っています。みなさん
は、どのように考えていますか。

私は、この一年半の間、ひとに
たよりながらくらししてきたみたい
に思えてなりません。時には、仕
事をなまけ、クラブにもゆかず、
時には先生にもしかられ、生徒ど
うしでけんかをしたこともなんと
かありました。でもこんな時に、
勇氣をだして、堂々と胸でぶつ
つてこそ、ほんらいの中学生なの
だと思っています。しかし、中には内
気で弱い面の人もなくさんみられ
ます。それは、「自分自身にまけ
る」「自分が信じられなくなる」
「何事にも堂々とぶつかっていく
ことがこわいと思っている」人か
もしれません。こういう人たちが

いるから、中学生はだらしない
ふまじめだと親や先生方にいわれ
るのだと思います。

一つ例をあげてみると、登校下
校の買い食いもそうです。食べて
いる方はへいきで歩きながら食
べているが、見ている方は、注意す
ると口をかえされるのがこわくて
注意もできない。だから、まもら
なければならぬことが、まもら
れません。自転車の二人乗り、服
装の乱れなどもその一つです。こ
ういうことを改善し、規律正しい
生活をしていくために、中学生ひ
とひとり注意し努力していく
ことが大変なことですが、中
学生生活は、団体生活だから、一
人一人の力ではどうすることもで
きないこともあります。同じ中
生として、友人としてお互に協
友だちの苦しみを、みんなであ
い助け合ってこそ、りっぱな中
学生が生まれてくると思います。

保健婦だより

成人病を防ぐ食生活

「病は口から」という言葉は、
消化器の伝染病を防ぐために「食
べ物を清潔に」という、戒めです。
もっと広く考えれば、病気をなく
し、健康な生活をするためには栄
養に気をつけることが、きめ手だ
ということができます。とくに高
血圧、心臓病、脳卒中、糖尿病な
ど、成人病と呼ばれるものは年を
とるにつれて多くなるというより
若い時からの生活態度にかかって
いるのです。食生活が豊かになっ
て、過食や美食する人がふえてき
ましたが、栄養のバランスという
点では不満足で、成人病のつけ
る危険性を多分にもっています。
現代人の長寿をはばむ最大の壁は
成人病だといわれています。この
成人病の予防にあたっては、やは
り食生活改善ということがまず第
一番にとりあげられるべきです。
その証拠に、事故や、けが以外の
いわゆる病気にかかっている人の
七〇％は、食事の欠陥から起こ
っているといわれています。とかく
食事はおいしさと経済を中心に考
えがちですが、そのまゝに、食
事は体を養うものになるのだとい
う認識をもう一度新しくしていただ
きたいものです。食生活で腹八分

目を常に守り、よくかんで食べる
ことが一番大切です。朝食をぬい
たり、朝と昼は簡単にして晩にた
くさんという食べ方や間食や夜食
はかえって太りすぎを招きます。
肥満をさけるための食事としては
ひらめやかれいのような白味の魚
や、脂肪の少ない肉卵、豆腐や牛
乳、スキムミルクなど、体の組織
を作りかえてくれるたんぱく質源
は、むしろ多めに食べるようにす
べきです。ビタミンやミネラルの
多い緑黄野菜や果物、海藻なども
充分に食べることが大切です。ま
た、脂肪として蓄積されやすい穀
類や甘い菓子類、砂糖などの過食
はさけるとともに、塩からい食物
はひかえることです。食塩のとり
過ぎは血圧を上げる原因になりま
す。献立の形態では、夕食でおか
ずが四種類の場合は、その一つは
酢味のものにすると、食塩のとり
方が自然と少なくなります。また
大豆油やゴマ油、菜種油のような
植物性油は動脈硬化の予防に役立
ちます。サラダを作ったり、揚げ
ものやいためものなどで植物油は
豊富にとりたいものです。こしょ
う、からし、わさびなど、刺激の
強い調味料は避けてください。そ
ういう意味では、カレーライスな
どは感心しません。酒、たばこ、
緑茶、コーヒーなどの嗜好品は飲
まないにこしたことはありません
が、気分転換に飲む程度ならさし

つかえありません。便通も一日一回はあるようにするなど、生活を整理して過労や精神的緊張が続かないようにしてください。睡眠と休養を充分にとることと、年令と体力に見合った適度の運動（健康診断が必要）をすることです。

保険診療を正しく

健康保険や日雇労働者健康保険は、被保険者やその家族の人たちが、病気になったり、業務外の理由でけがをしたときに、一度に多額の医療費を負担することがないように、被保険者と事業主が平常から保険料を出しあつて医療費の支払いにあてることを主な目的としている制度です。ところがこれらの制度は医療費の支出が著しくふえたことから深刻な財政危機に直面しています。

このような危機の打開策については、政府もいろいろ検討を重ねています。被保険者やその家族のみなさんも保険診療を受けるにあたっては、次のことをとくに心にとめていただき、正しい保険診療を受けるようご協力をお願いいたします。

一、保険で受診する際は被保険者証（「保険証」）を必ず病院、診療所の窓口へ提出しましょう

二、初診時などの一部負担金は、必ず支払いましょう。

三、受診にあたっては、注射や薬の注文はやめ、医師の指示に従いましょう。

四、仕事上での病気やけがは、健康保険や日雇労働者健康保険の診療の対象とされません。労働者災害補償保険法なり労働基準法の対象となるものですから注意しましょう。

五、いぼ、肌あれ、にきび、あざなどとくに仕事や日常生活にさしさわりのないものは、保険では病気あつかいにされません。

また、隆鼻術など美容上の目的で行なわれる整形手術や普通の健康診断、正常な妊娠や正常な分べんは、保険では受診できませんので注意しましょう。

六、疲労回復や病気の予防のために栄養剤などを受けることは、保険ではできませんので注意しましょう。

七、受診が終わったら被保険者証に診療内容の記録をしてもらい被保険者証は必ずもらいうけて帰りましょう。

八、みだりに病院や診療所を転々と変えることは、医療費のムダになりますからやめましょう。

九、病気やけが、分べんなどのた

め保険医や意見書や証明書を発行してもらうときはその内容に注文をつけることはやめましょう。

十、病氣やけがが自動車事故など

第三者の行為によって生じた場合には必ず近くの社会保険事務所に届け出しましょう。

個人事業税の

申告手続きが変わります

事業所得者で、所得税を納めて
い人でも「住民税の申告書を提出
すれば、個人事業税の申告があつ
たものとみなされる」こととなり
ます。

これは、現在の所得税の申告
本化に加えて、四十七年度の地方
税法の改正により、申告手続きが
さらに簡素化されたもので、四十
七年所得分の申告から適用されま
す。したがって、所得税の確定申
告書または住民税の申告書を提出
した場合は、個人事業税の申告書
を出さなくともよいことになった
わけです。

ただ、この申告制度の改正により、住民税の申告書に「事業税に関する事項の説明書」に注意され該当する場合はもれなく記載するようにしてください。

なお、これらのことについて、
ご不明の点がありましたら、民生
相談課税務係または県税事務所に
お問合せください。

税金などの

払込は下信へ

納付組織に加入しましょう

❖ 国民年金を手軽に納めるには ❖

皆さんはどんな方法で国民年金のかけ金を納めていますか。

役場の窓口で納めている人、納付組織に入って納めている人、などさまざまだと思いますが、忙しいのために納め忘れることはありませんか。

納め忘れていますと、交通事故などで大ケガをしたり、亡くなら

れたりした場合に支給される年金がうけられないこともあります。

こんなことにならないように、
国民年金のかけ金をいつもきちん

きちんと納めるために、**納税組合**

や婦人会、部落会などで、集金して納めてくれる、国民年金納付組織というのがありますので、このような組織に加入して納めるのが一番便利です。

まだ加入していない人は、その組織の代表者に申し出て加入しましょう。

また、こういう組織に入りたいが、どこにそういう組織があるのかわからない人は、民生相談課年金係に相談してください。

国民年金納付代表者氏名

町名	部落名	中道	黒岩	谷地町	大町	新町	川原町	緑町	工場町	仲町	浦町			
代表者氏名	渋谷 とき	渋谷 あさ	渡辺 てつ	小沢 みよ	太田 くに	佐賀 タイ	太田 あい	宮野 みん	間山 はつ	西村 れい	宮野 ゆみ	折戸 一子	七戸 なよ	中村 えみ
町名	部落名	浜町	新町	川向	台場	矢越	磯谷	長後	福浦	牛滝	川目	原田		
代表者氏名	東出 みき	宮川 よい	松原 洋子	小笠原とし	松林 郁子	松谷 さよ	館脇 とみ	川村喜代八	大石きぬゑ	越膳 きみ	山本みつゐ	上山 ふさ	長内 ナホ	

段階実施による拡大児童手当

一 四月から支給一

昨年一月から実施（第一次段階実施）されております。児童手当制度が、今年四月から（第二次段階実施）年令が引上げられます。したがってこの手当を受けられる人は早めに手続きを済ませて下さい。この制度の概要を問答式で説明します。

問一 どういう人が児童手当を受けられるのですか。

答 大まかにいって、次の要件をそなえている人が受けられます。

- (1) 日本国民であること。
- (2) 日本国内に住所があること。
- (3) その人が義務教育終了前の児童を含めて十八才未満の児童を三人以上養育していること。

(4) その人の所得が一定額（昭和四十六年分の所得が、百二十万二千円に扶養親族一人につき十三万五千円加算した額）以下であること。

問二 ある都合で他人の子どものを養育している場合はどうなりますか。

答 他人の子どもでも、差し支えありません。自分の子どもも他人の子どもを合せて三人以上

上のときに支給を受けることができます。また、国籍は問いません（子ども）。

問三 手当の金額などについて教えてください。

答 養育している子どものうち三人目から一人につき月額三千円が支給されます。ただし支給の対象となる子どもは義務教育終了前の子どもに限られます。なお、この制度は多額の費用を必要としますので次のように段階的に実施されております。

第一次

昭和四十七年一月からの支給対象は、昭和四十二年一月二日以後に生まれた、五才未満の児童

第二次

昭和四十八年四月からの支給対象は、昭和三十八年四月二日以後に生まれた十才未満の児童

問四

答 居住地の市町村長に認定請求書又は、額改定届書を提出して認定を受けなければなりません。用紙は、役場で用意して受付を開始しています。

以上概略を説明しましたが、現在十八才未満の児童三人以上養育している場合で、四月一日から、年令引上げにより新たに該当する場合、または、手給中で該当

者が増える場合は、至急手続きをしなければ四月分が受給できなくなります。

(民生相談課)

納税作品コンクールに

石黒 操君ら二名入賞

県納税貯蓄組合連合会で毎年、納税に対しての考えを高めるため児童生徒を対象に、納税作品コンクールを行なっていますが、このほど昭和四十七年の入賞者が発表されました。これには、原田小学校からポスターの部に四点、書道の部に五点が出品され、ポスター（小学校の部）で、石黒操君が一位に、木部光彦君が三位に入賞しました。書道（小学校の部）で布施繁樹君が佳作に入賞しました。

おわび

広報新年号で一部あやまりがありましたので、訂正しておわびします。

訂正箇所		誤	正
「老人医療が無料になりますの対	称	対象	
手続の2の欄中			
謹賀新年の欄中	馬周武	副議長	
	吉永介男	吉永介男	
議会議員長の新年	のあいさつの欄	賞	賞
中			

村政の窓口

- 一日 名刺交換会
- 五日 佐井村消防団出初式
- 七日 大工組合総会
- 十日 議員協議会
- 十二日 家庭健康大学
- 十五日 成人式
- 十六日 納税連理事会
- 十七日 出稼対策協議会理事会
- 十九日 農業委員会総会
- 十九日 家庭健康大学
- こよみと行事
- 六日 ゴミ回収
- 九日 ゴミ回収
- 十一日 建国記念日
- 十二日 ゴミ回収
- 十五日 野平地区冬期巡回診療
- 十八日 ゴミ回収
- 二十一日 ゴミ回収
- 二十四日 ゴミ回収
- 二十七日 妊婦検診、ゴミ回収
- 三月一日 全国緑化運動
- 三日 ゴミ回収・ひな祭
- 六日 ゴミ回収
- 戸籍の窓口
- 十二月二十八日現在
- ◎お誕生おめでとう
- 柳田 修（清春）福浦
- 大坂 丈晴（守雄）長後
- 佐々木 光子（忠衛）古佐井
- 中村 誠（春雄）古佐井
- 米沢 勉（一豊）原田
- 大石 ぐみ（寛）長後

葛西 昭則（昭二）大佐井

◎ 結婚おめでとう

- 横濱 武弘（磯谷）
- 倉内 光雄（浪岡町）
- 山崎 茂樹（大佐井）
- 平崎 真昭（音更町）
- 紙谷 誠（小樽市）
- 中川 良一（磯谷）
- 松本 聖（磯谷）
- 横濱 仁（磯谷）
- 能登 勝（磯谷）
- 木野 恒（磯谷）
- 高坂 由美（磯谷）
- 宮川 正（磯谷）
- 石川 隆（磯谷）
- 石川 隆（磯谷）
- 丹中 隆（磯谷）
- 宮野 隆（磯谷）
- 山崎 隆（磯谷）
- 佐藤 隆（磯谷）
- 小夜子（磯谷）
- 信子（磯谷）

◎ 逝去おくりやみ申します

- 岡村 たけの（龍三）古佐井
- 竹内 要次郎（ケイ）牛滝
- 横濱 美（佐一郎）古佐井
- 長島 たけ（力雄）大佐井
- 新田 慶太郎（さん）古佐井

